

介護保険制度のあらまし

制度の開始

介護保険制度は、2000(平成12)年4月から開始

運営主体

介護保険の運営主体(保険者)は、主に市町村です。

※本県は、42市町村と知多北部広域連合(東海市、大府市、知多市、東浦町)、東三河広域連合(豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村)の計44保険者が運営しています。

被保険者

【第1号被保険者】
65歳以上の方

【第2号被保険者】
40~64歳までの
医療保険加入者

サービスを利用できる方

- ・常に介護を必要とする状態(要介護)の方
- ・日常生活に支援を必要とする状態(要支援)の方

特定疾病(※1)により
要介護若しくは要支援
状態となった方

保険料の納付

原則として、老齢年金、障害年金、遺族年金等から天引き(特別徴収)

加入している医療保険の保険料に上乗せして納付

自己負担 (利用者負担)

原則として費用の1割(所得によっては2割又は3割)負担
※介護保険施設等に入所されている方は、その他に食費、居住費(滞在費)が原則全額自己負担となります。

(※1) 特定疾病

- ①末期がん
- ②関節リウマチ
- ③筋委縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性病及びパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症